

お詫び

『新ハイブリッド民法2 物権・担保物権法〔第2版〕』につきまして、下記の誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

法律文化社

200頁下から10行目

正	誤
Case 6-7 では、転付命令を受けた債権者Hとの関係で、物上代位権を行使した抵当権者Iが <u>劣後</u> するという結論となる。	Case 6-7 では、転付命令を受けた債権者Hとの関係で、物上代位権を行使した抵当権者Iが <u>優先</u> するという結論となる。